

照会日 平成22年 3月 9日
 照会部署名 平塚年金事務所厚生年金適用調査課
 照会担当者 (一般) 深野 謙一
 連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 小清水

(案件)

(受付番号) No. 2010-360	賃金カットによる随時改定について
------------------------	------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

標記取り扱いについては、昭和50年3月29日保険発第25号・府保険発第8号通知により示されていますが、具体的な運用についてご教示いただきますようお願いいたします。

同通知二-(2)に「労働協約等に基づき固定的賃金についていわゆる賃金カットが行われた場合は、二の(1)に準じて取り扱うこと。」と示されていますが、次の場合において随時改定の対象とすべきかご教示ください。

1. 賃金カットをしているが(労働協約等に基づいてはいない)、賃金台帳の固定的賃金(基本給等の欄)に変動はなく、固定的賃金に一定の率を乗じた金額が、減額金として差し引かれていて、低額な休業手当等の支給はなく、2等級以上の等級差を生じた場合(事業主は賃金台帳の基本給等の欄に変動はないが固定的賃金を下げていると認識している)。

この場合、上記通知の取り扱いではなく、賃金台帳の記載の仕方が異なるだけであって固定的賃金の変動とみなし、随時改定の対象と思料いたしますが、ご回答をお願いいたします。

2. 賃金カットをしていて、上記通知の取り扱いにより随時改定をおこなった場合で、その後賃金カットの額に変動(カット額が前月より少なくなった)があり、低額な休業手当等の支給はあって、非固定的賃金等(残業手当等)の上昇により2等級以上の等級差が生じた場合。

この場合、カット額が少なくなったことを固定的賃金の上昇とみて、随時改定の対象と思料いたしますが、ご回答をお願いいたします。

(回答)

1. 貴見のとおり、賃金台帳の固定的賃金額の表示上、減額されていないだけであり、実質上「減額金」欄で固定的賃金の賃金カットが行われている為、2等級以上の差が生じれば隨時改定の対象となる。
2. 貴見のとおり、固定的賃金の賃金カット額が前月より少なくなったことを固定的賃金の上昇とみて2等級以上の差が生じれば、隨時改定の対象となる。

回答日 平成22年4月1日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 田畠 奈津子
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上